

令和6年度

長岡市の特別支援教育の概要
及び就学相談の流れについて



長岡市教育委員会 学校教育課

個別相談 承ります

特別支援教育についてより詳しく聞きたい、就学先の様子や就学に係る相談の仕方について、個別にお聞きになりたい場合は、下記担当へ御連絡ください。

【問い合わせ先】

長岡市教育委員会 学校教育課 特別支援教育係
8:30～17:15(土日祝日を除く)

電話0258-39-2249

この資料を読み、御不明な点や御質問等ありましたら、上記問い合わせ先へお願いします。

電話での質疑だけでなく、さいわいプラザを会場にして直接お会いして相談を行うこともできます。

保育園・幼稚園・こども園と小学校のちがい

	幼稚園・保育園・こども園	小学校
ねらい・目標	環境から心身の発達を助長し、心情・意欲・態度を身につける。 個の尊重	・学習に取り組む態度を養う。 ・基礎的な知識技能の習得 ・課題解決の能力の育成 集団の一員
活動内容	あそび や生活が中心 生活全体が学びの場	「授業」による 学習 が中心 数値による評価
活動の組み方	子どもの様子に合わせた時間や活動の組み方(遊びが中心)	45分間の授業 が基本 規則正しい活動・座学
身辺自立等	保育士等の サポート 終わるまで待ってもらえる環境	自分で やらなければいけないことが増える



大きな
ギャップ



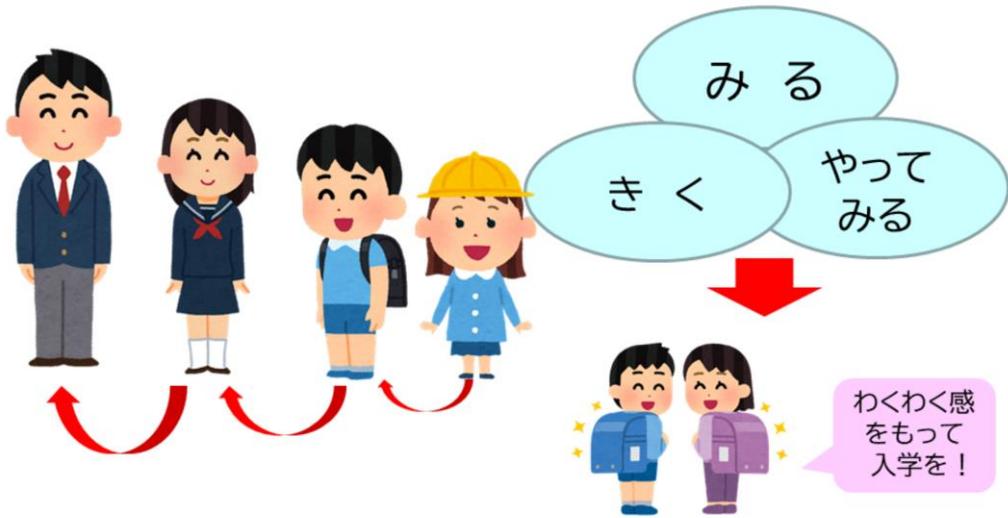
小学校入学後の義務教育9年間では、個人の能力を伸ばしつつ、社会で自立して生きていける資質能力を身につけることを目指します。

そのため、園での遊びや生活を通して力を伸ばしていく教育から、集団の中で学習し、資質能力を身に付けていく生活へ変わっていきます。

これまで、遊び中心で、子ども一人ひとりの学びであり、大人の様々なサポートを受けていた世界から、時間が決められた授業や学校生活という枠の中で、集団のルールに従って学習中心に知識を増やしていく世界に変わります。

このことは、お子さんたちにとって、とても大きな変化といえます。

ステージの変わり目は変化がたくさん！



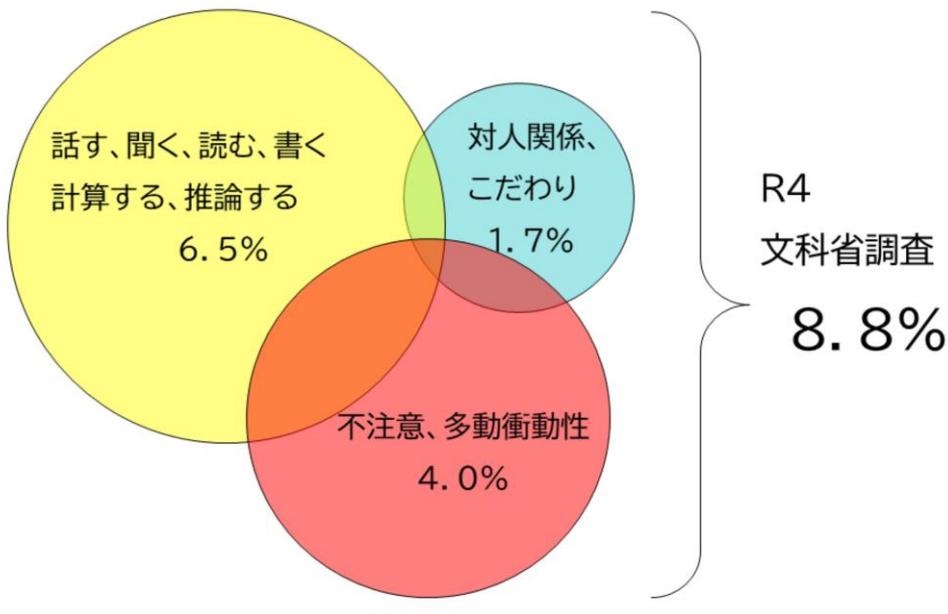
小学校生活をイメージし、安心して、意欲をもって入学できるようにしていきましょう！

これからお子さんが成長していくにつれて、それぞれのステージでの変化は大きいです。世間では、小1プロブレム、中1ギャップという言葉が存在するくらいです。

この変化に対する準備をして、不安を期待に変え、お子さんがわくわく感をもって入学できることを私たちも願っております。

そのために、入学先の学校を見学する機会や体験する機会、入学先の先生に相談したり、教育委員会から説明したりする機会を設けております。ぜひ、ご活用いただき、入学の準備を進めてください。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査 <令和4年1月～2月実施>



令和4年度の文部科学省の全国調査から、通常の学級においても特別な支援が必要な児童生徒が増加している現状が明らかになりました。

毎日の授業の中で、読み書き計算などで困難をかかえる子ども、対人関係やこだわりでうまく他の子と関われない子ども、集中力が続かない、すぐにかっとなってしまふ子どもが約8.8%いることがわかりました。

このような子どもたちの考え方や困り感を理解し、特性に合わせた学び方で、それぞれの力を伸ばす教育を提供するのが、特別支援教育の考え方です。

☆特別支援教育とは

一人ひとりの個性や特性を把握し、
一人ひとりに合った適切な指導、
必要な支援を行う教育



◎その子の幸せのためにできることは何か

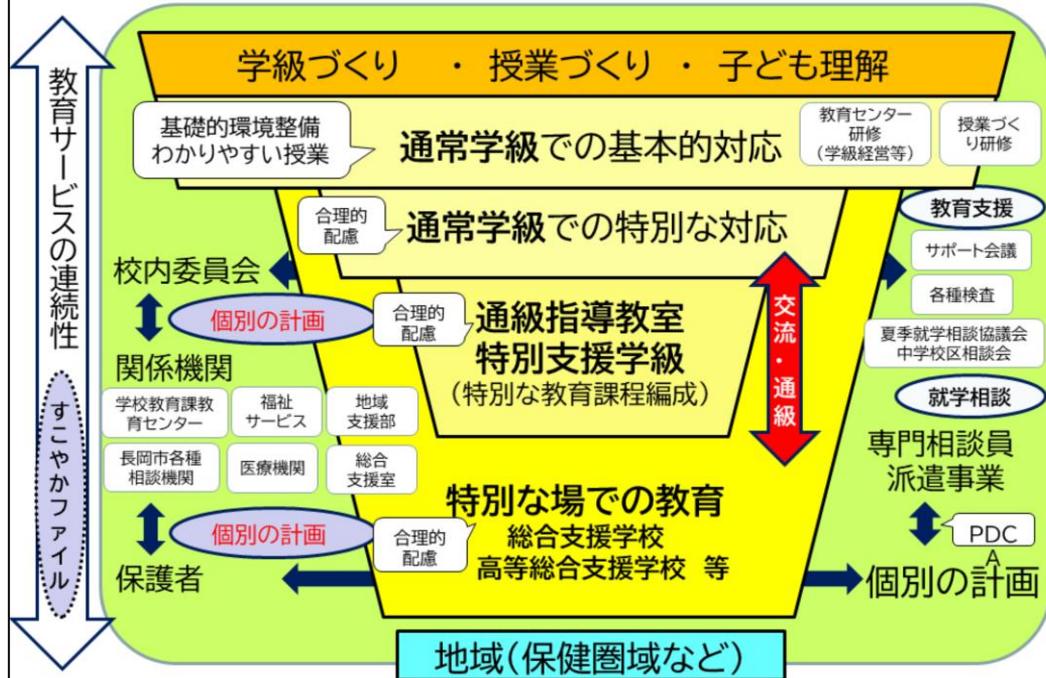
①実態や願いの把握

- ・得意なこと、苦手なこと
- ・保護者(本人)の願い、要望

②指導計画づくり

どのような内容で、どのような方法で
どのような場面で、誰が等
連携を大切に進める。

長岡市のインクルーシブ教育システム



長岡市では、どの子にも「わかる・できる」喜びを感じ、生きる力をつけてほしいと願い、スライドのようなインクルーシブ教育システムを構築しています。

インクルーシブ教育システムとは、「できることはみんなと一緒に。苦手なことは自分に合ったやり方で」を目指し、地域社会での将来の自立と社会参加を目指し、みんなで一緒に学びつつ、個の力も最大限伸ばしていく場がある教育システムのことです。

「学びの場」として、集団中心で学習する通常の学級、少人数で学習する通級指導教室や特別支援学級、そして、より個に特化した支援を行う特別支援学校があります。

そして、それらの学びの場をつなぐための相談体制や協力して支援していくための「すこやかファイル」等を整備し、保護者・学校・関係機関で連携していく体制を整えています。

通常の学級では

- 学級集団に対する一斉指導が基本
先生1人 児童30人前後(35人まで)
- 教科ごとの授業時数
国語9時間、算数5時間、音楽2時間……
- 1時間の授業時間 45分間
- 教科ごとにその学年で学習する内容を指定

☆通常の学級でも、いろいろな工夫はあるが、学習内容を変更したり個別に支援したりすることは難しい。



通常の学級での指導法の工夫

1 めあて・流れの予告

見通しをもたせる工夫

2 授業の構造化

メリハリのある授業→集中の維持に

3 節目を作る

4 学習スタイルに応じた指導

視覚・聴覚・運動感覚
言語感覚・・・等

5 板書の工夫

6 教材・支援ツールの活用

7 学び合いの活動

8 アウトプットを活用

ICT(1人1台端末)
の有効活用



通常学級で行われている工夫を紹介します。

例えば、授業の始めに見通しをもたせる工夫をしたり、授業の中に写真や図などの視覚的な支援を取り入れたり、話し合い活動で聞くだけでなく小グループで相談したり自分の意見を発表する場をつくらしたりしています。

また、一人一台端末の有効活用を通して、個別最適な学びを実現するように努めています。

しかし、先にご説明したとおり、通常の学級では、学習指導要領で、学習時間や内容が決められていますので、学びやすさの工夫には限界があります。

一人一人の特性に合った学びを全員に提供することが十分でなく、子どもの困難さがそのままになる場合があります。

分かりたいのに、分らない。分らないまま日々が過ぎていき、どんどん自信を失ってしまうことがあります。

このような場合に、子どもに必要な支援を行うため、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校が、制度として定められています。

これらの学びの場を活用することの最大のメリットは、その子の特性や困難さに合わせて学習内容や授業時間を柔軟に変更でき、その子に合った学び方を提供できるということです。

国語の時間を少し増やしたり、算数では具体物を多く使って学んだり、授業時間を短くして集中力が途切れないようにする工夫なども可能です。

〈通級による指導〉

週1回程度通級指導教室で指導

※教室の種類※

「ことば」「きこえ」「発達」



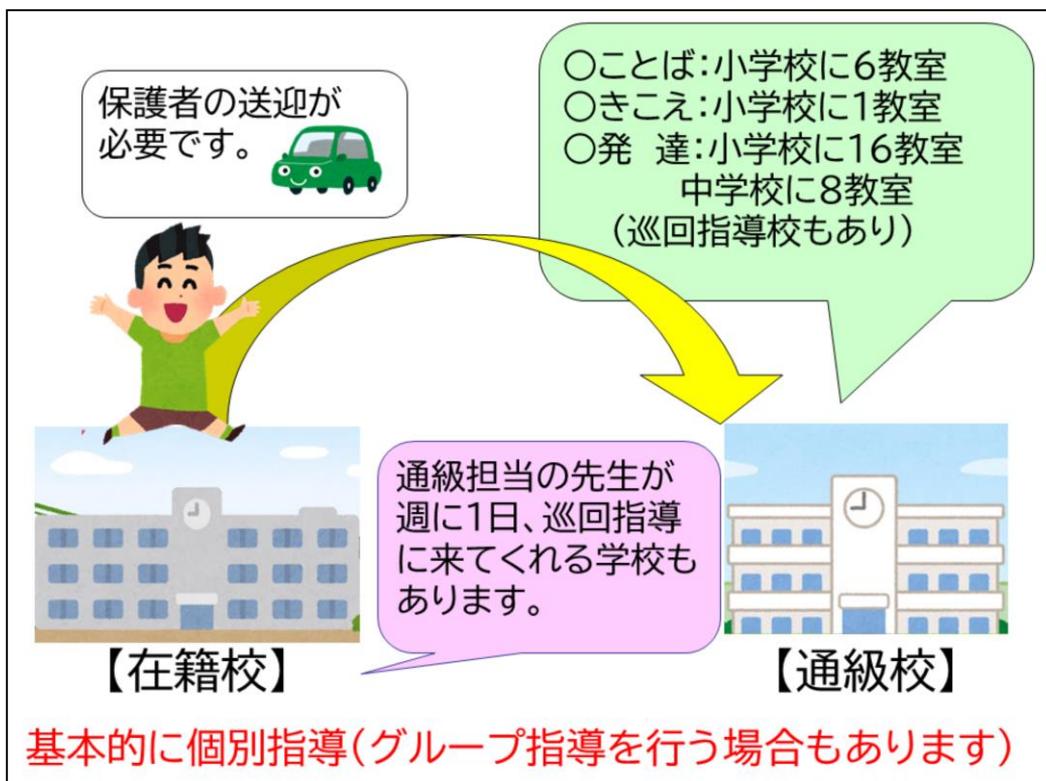
通常の学級に在籍する子どもが対象

長岡市の小学校には、通級指導教室が22教室設置されています。

ことば、きこえ、発達障害という種類があります。

週1～2回、通って指導を受けるという教室です。

通常の学級に在籍するお子さんが対象になります。



いつも生活している学校から、週1回、1時間、通級指導教室に通います。

通級指導教室を受ける場合は、教育課程を1時間程度、変えることができます。

例えば、金曜日の午前中、国語の時間、通級指導教室に通ってことばの指導を受ける場合は、1時間、国語の授業時間を少なくします。減った国語の1時間は、通級指導教室で使う1時間となります。この時は「自立活動」という授業になります。

また、この通級指導教室は保護者の送迎で行ってもらうことになっています。

☆指導の時間

- ・週1回45分～90分間
- ・隔週1回や月1回の場合もある。
- ・継続的に指導を実施する。



※通級指導担当者、在籍学級担任者の両者が、その子の目標を共通理解し、随時情報共有しながら、通級教室でできるようになったことを通常学級の中でも力を発揮できる姿を目指します。

☆指導の評価

- ・年度途中や年度末に検査を行い、子どもの観察とあわせて、指導の評価を行う。伸びた点は何か、改善した点は何か、課題は何か。
- ・課題は、次年度の指導計画に生かしていく。

※改善が著しい、当初の目標に達した場合、年度途中でも通級指導を終了することもある。

〈特別支援学級〉

小中学校で少人数で一人ひとりの
特性に配慮した指導を行う

知的障害、自閉症・情緒障害、
肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視

通級指導教室では、週1回程度で、授業の時間数を変えて指導をすることができます。

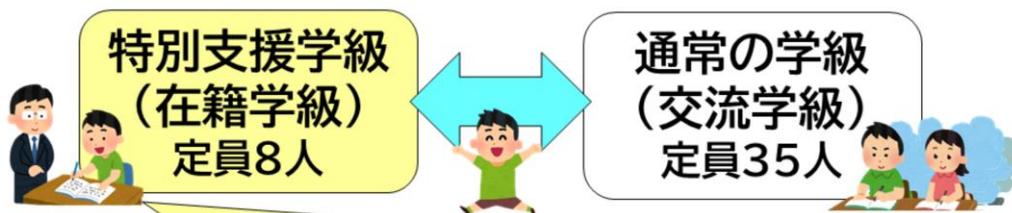
特別支援学級では、もっと踏み込んで時間数や指導内容を工夫することができます。

特別支援学級は、小中学校において、少人数という学習環境の中で、児童生徒の特性に応じた指導を展開するための仕組みです。

長岡市には、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視に対応する特別支援学級があります。

特別支援学級の特徴

特別支援学級在籍の児童は、2つの学級
(学びの場)で学校生活を送ります



週の授業時数の**半分以上**の時間を特別支援学級で学習します

- ・在籍学級は特別支援学級で、担任は在籍する特別支援学級の担任の先生。
- ・学習は、特別支援学級で少人数という環境の中で、児童の状況に応じた内容や方法で学習する。
- ・交流学級の一斉指導で適応できる教科は交流学級で学習する(給食・そうじ等も含む)。
- ・一人ひとりの児童の状況に応じた時間割が作成される。

特別支援学級に入級した場合は、特別支援学級に在籍することになり、担任の先生は特別支援学級の担任の先生です。そして、特別支援学級に在籍する児童には、通常の学級は交流学級と設定されます。

特別支援学級に在籍する児童は、少人数という学習環境の中で、一人ひとりの児童の状況に応じた内容や方法により、学習を進めます。

特別支援学級に在籍する児童は、一日中特別支援学級で過ごすことも可能ですが、友達と協力して活動する力や社会性を培うために、一斉指導で適応できる教科は交流学級で学習します。

授業だけでなく、給食やそうじ、昼休み等も一緒に活動できるようにであれば交流学級で過ごします。

つまり、特別支援学級に在籍する児童は、特別支援学級と交流学級の2つの学級(学びの場)を使って学校生活を送ります。

どの時間を特別支援学級で学習するのか、通常の学級で学習するのかは、お子さんの状態に応じて、相談して決めていきますが、特別支援学級に在籍する場合には「原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級で学習する」という約束があります。

特別支援学級(知的障害)

1クラス8人

【対象となる児童】

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の児童

【学習内容】

週の授業時数の半分以上の時間を特別支援学級で学習

自立活動

+

特別な教育課程



★下学年の学習内容

★知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容



日常生活の指導

遊びの指導

生活単元学習



※自立活動…障害による学習又は生活上の困難を改善・克服するための指導

知的障害学級の対象は

「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の児童」です。

知的障害学級では、一人ひとりの児童の知的発達状況に応じた内容(下学年の学習内容、知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容)で学習を進めます。

通常の学級と同じ教科等の学習内容に加え、知的発達に配慮した特別な教育課程による教科等の学習が認められています。

特別な教育課程の1つは、下学年の学習内容を学習することができる点です。

さらに、児童の知的発達の状況によっては、知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容を学習することができます。

この場合は、「日常生活の指導」や「生活単元学習」「遊びの指導」など、児童の生活に密着した題材を取り入れながら、いくつかの教科を組み合わせた学習を進めていくことも可能です。

特別支援学級(自閉症・情緒障害)

1クラス8人

【対象となる児童】

自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度の児童

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度の児童

【学習内容】

週の授業時数の半分以上の時間を特別支援学級で学習

自立活動

+

通常の学級に準じた学習内容



- 当該学年の教科書を使用
- 児童の状況に合わせた学習(下学年の内容等)を学習することも可能

※自立活動…障害による学習又は生活上の困難を改善・克服するための指導

自閉症・情緒学級の対象は

「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度の児童」

「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度の児童」です。

自閉症・情緒障害学級では、一斉指示を理解することに困難があったり、周囲の環境に対してストレスを感じてしまったりすることから、情緒的に不安定になってしまった際に、具体的な方法を通して落ち着きを取り戻すことができるよう、自立活動を中心に、子ども一人ひとりの障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行っています。

学習内容は、基本的に当該学年の目標や内容に準じた各教科等と自立活動で構成されます。教科書も当該学年の教科書を使用して学習を進めますが、子どもの状況に合わせて、少し下の学年の教科の目標や学習内容を自分に合った方法で学ぶこともあります。

特別支援学級(その他の種別)

1クラス8人

【 障害種別 】	【 対象となる児童 】
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度の児童
病弱・身体虚弱	慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度の児童 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度の児童
弱視	拡大鏡などの使用によっても通常の文字、図形等の認識が困難な程度の児童

【学習内容】

週の授業時数の**半分以上の**時間を特別支援学級で学習

自立活動

+

通常の学級に準じた学習内容



- 当該学年の教科書を使用
- 児童の状況に合わせた学習(下学年の内容等)を学習することも可能

※自立活動…障害による学習又は生活上の困難を改善・克服するための指導

その他の障害種別として、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、弱視学級があります。それぞれの対象は表のとおりです。

肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、弱視学級でも、自立活動を中心に、子ども一人ひとりの障害の状態等に応じた内容や方法の工夫を検討し、適切な指導を行っています。

学習内容は、基本的に同学年の目標・内容に準じた各教科等と自立活動で構成されます。教科書も同学年の教科書を使用して学習を進めますが、子どもの状況に合わせて、少し下の学年の教科の目標や学習内容を自分に合った方法で学ぶこともあります。

特別支援学級の時間表①

(当該学年の教科+下学年の教科+特別支援学校の教科+自立活動)

～ 知的障害学級児童
(1年生)の例 ～

…支援学級(16時間)
 …交流学級(9時間)

	月	火	水	木	金
朝の会	交流学級で予定の確認				
1時間目	日常生活の指導				
2時間目	国語 (下学年)	算数 (下学年)	算数 (下学年)	国語 (下学年)	算数 (下学年)
3時間目	図画工作	国語 (下学年)	生活	体育	生活単元 学習
4時間目	図画工作	道徳	生活	音楽	
昼					
5時間目	自立活動	音楽	学級活動	自立活動	体育

こちらは、知的障害学級に在籍する小学校1年生の時間割の例です。

赤で囲まれた「日常生活の指導」・「生活単元学習」は、よりゆっくり丁寧に具体物をつかって生活に関する力を伸ばすためのものです。

教科の学習よりも生活の力を伸ばすことに重点を置いて学習を進めていきます。

しかし、すべての教科を特別支援学級で行うわけではなく、水色で示された時間は通常の学級で集団の一員として学習しています。

特別支援学級の時間表②

(当該学年の教科+下学年教科+自立活動)

～ 自閉症・情緒障害学級
児童(1年生)の例 ～

■ …支援学級(14時間)
■ …交流学級(11時間)

	月	火	水	木	金
朝の会					
1時間目	自立活動	国語	算数	算数	国語
2時間目	国語	算数	国語	自立活動	算数
3時間目	図画工作	体育	生活	体育	生活
4時間目	図画工作	道徳	生活	音楽	国語
昼					
5時間目	国語	音楽	学級活動	国語	体育

こちらは、自閉症・情緒障害学級に在籍する小学校1年生の時間割例です。

基本的には自分の学年の学習内容を行います。場合によっては、少し下の学年の学習内容を自分に合った方法で学びます。

この例では、国語と算数と音楽を特別支援学級で学習し、水色で示されたその他の教科は通常の学級で学習しています。また、赤で囲まれた時間は自立活動といって、対人関係や気持ちのコントロールの方法など、社会生活の中で人と関わるときに必要な力を伸ばす学習を行います。

特別支援学級で使用できる教科書

■当該学年の教科書

■下の学年の教科書

■☆本「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」

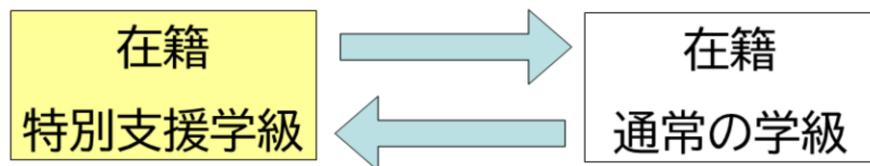
■教科用図書以外の絵本等の一般図書



特別支援学級では、使用できる教科書も学年の教科書だけでなく、学年よりも下の教科書、特別支援学級専用の星本や一般図書を利用することもできます。

いろいろな選択や工夫が可能となっています。

お子さんの状態に応じて在籍を変更することができます



在籍は変更することができます。
特別支援学級に在籍することで様々な支援を受けることができます。
大切なことは「自分にもできる」という気持ちを育てることです。

入学後にも、学びの場=在籍について相談し、在籍は柔軟に変更することができます。一度決めた在籍で、卒業までずっと在籍しなければならないということはありません。

長岡市では、年3回、転籍を行える日を設定しています。

〈特別支援学校〉

学習・生活の困難の克服、自立

市立総合支援学校

県立長岡聾学校

県立柏崎特別支援学校のぎく分校

特別支援学級は、小中学校において、個に応じた指導を行うための仕組みです。

特別支援学校は、場所を変更して、個に応じた指導を行います。

本人の実態によっては、きちんとした施設や設備があることが、効果を生む場合が多いためです。また、先生の数も、小学校とは大きく異なり、大勢います。

長岡市には、総合支援学校、県立長岡聾学校、柏崎特別支援学校のぎく分校があります。

県立長岡聾学校では、聴覚障害のある子どもたちが、補聴器や手話を使って学習をしています。幼稚部から高等部まであります。

柏崎特別支援学校のぎく分校は、精神医療センターに併設された学校です。精神医療センターに入院している小学生、中学生が学んでいます。

総合支援学校は知的障害を主障害とする特別支援学校です。

総合支援学校小学部 学級編制

重複障害学級

主に知的障害と肢体不自由・病気等のあるお子さんが学習活動を行います

訪問

自宅や施設で過ごしているお子さんを訪問して学習活動を行います

普通学級

主に知的障害のあるお子さんが学習活動を行います

時間割・重複障害学級(プール実施時期)

※令和5年度

校時			月	火	水	木	金
1	9:10	全学級	日常生活の指導(着替え・水分補給・朝の会など)				
2	10:00	全学級	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
3			(見る聴く触れる)	(見る聴く触れる)	(プ-ル/音楽)	(からだ)	(プ-ル/音楽)
4	11:30	全学級	日常生活の指導(給食・歯磨き・昼休み)				
5	13:15	全学級	自立活動 (個別)	自立活動 (個別)	自立活動 (個別)	自立活動 (個別)	自立活動 (個別)
6	13:55	全学級	日常生活の指導(着替え・水分補給・帰りの会など)				

登校8:55 下校14:30 (保護者の送迎・スクールバス9台運行による送迎)

時間割・普通学級(下学年は1年の例)

※令和5年度

校時		学年	月	火	水	木	金
1	9:10	下学年	日常生活の指導(着替え・朝の会・朝運動)				
		上学年	日常生活の指導(着替え・朝の会・朝運動)				
2	10:00	下学年	遊びの指導	体育/音楽	遊びの指導	体育	遊びの指導
3		上学年	体育	生活単元学習	体育	生活単元学習	図画工作
4	11:30	全学級	日常生活の指導(給食・歯磨き・昼休み)				
5	13:15	下学年	国・算・自立活動 (個別)	音楽/体育	国・算・自立活動 (個別)	国・算・自立活動 (個別)	国・算・自立活動 (個別)
		上学年	国・算・自立活動 (個別)	国・算・自立活動 (個別)	国・算・自立活動 (個別)	音楽	国・算・自立活動 (個別)
6	13:55	全学級	日常生活の指導(着替え・帰りの会など)				

登校8:55 下校14:30 (保護者の送迎・スクールバス9台運行による送迎)

介助員等について

小学校、中学校、総合支援学校、高等総合支援学校へ
介助員 作業支援員を配置しています。

発達段階や支援の必要度、将来に向けた自立の視点から、中学校よりも小学校への介助員の配置を多くしています。



特別支援教育を受けるために行う 就学相談の流れについて

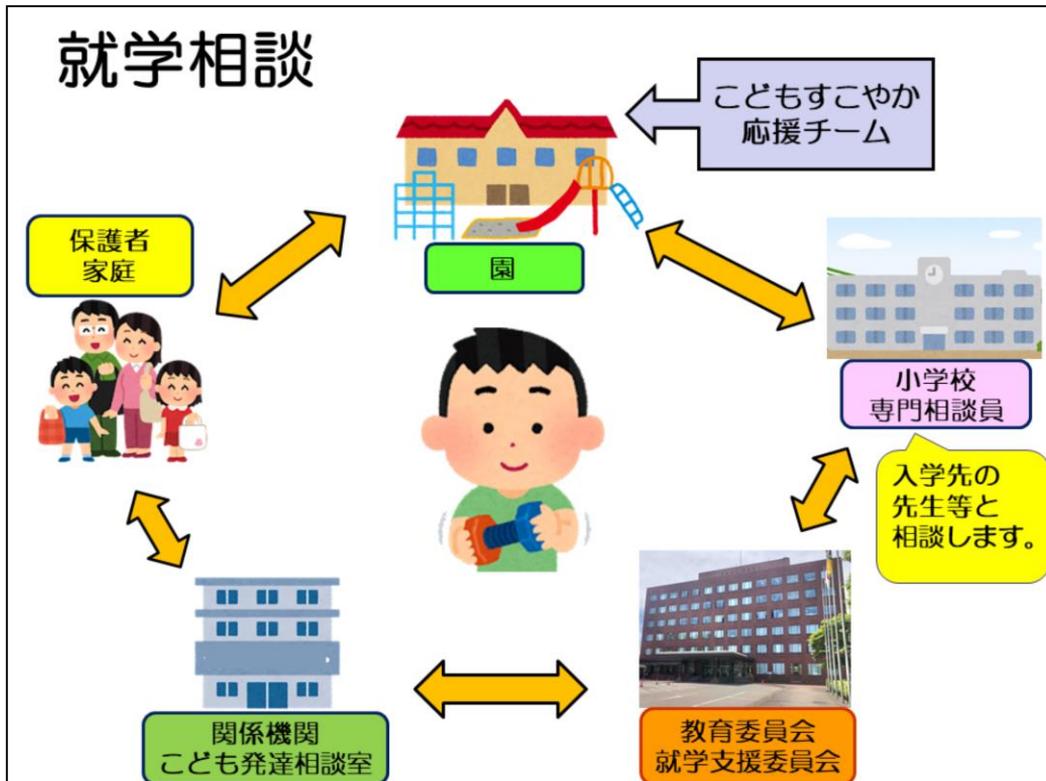
就学支援リーフレットをご覧ください。



長岡市のホームページにも掲載されています。

就学支援リーフレットには

- ①就学に向けて学校で行うこと
 - ②相談先の紹介
 - ③就学に関する相談の大まかなスケジュール
 - ④長岡市における特別支援教育
 - ⑤長岡市内の特別支援学級・学校、通級指導教室について
- などが書かれています。



就学相談では、本人を中心におき、さまざまな関係機関が連携し、対応できる環境づくりを進めています。

長岡市教育委員会では、就学にあたって、一人ひとりの子どもたちが十分に力を発揮し、楽しい学校生活を送ることができるように、特別支援教育専門相談員（以下「専門相談員」）が相談を行っています。

この就学相談は、保護者からの相談申込みをもとに、学校を見学していただいたり、学校教育についての情報をお伝えしたりしながら、望ましい就学先について一緒に考えていくものです。

就学相談の申込み

園の先生からも
らってください。

学校教育課

**原則
7月19日(金)までに！！**

相談したい内容をご記入の上、
在籍園へご提出ください。

相談内容等については、中学校区
の専門相談員および管理職、
関係機関等で情報共有させていただきます。
相談の充実に利用させていただきます。

「特別支援学級を利用した方がいいのかな」、「就学先は地域の学校と特別支援学校とどちらが良いのか、迷ってしまう・・・」といった場合は、園との相談を重ねたうえで、就学相談の申込みをお願いします。

申込用紙は、園の先生からもらってください。

必要事項を記入し、園の先生へ提出してください。園から学校教育課へ提出されましたら、専門相談員を派遣します。

**【相談申込書】を作成・提出時に、
「検査実施状況について」確認させていただきます。**

*お子さんの状況についてお聞かせください。(手帳の有無等は、当てはまるところを○で囲んでください。)

診断名			
診断した 医療機関		診断を受けた時期	年 月
手帳の有無	あり・なし・申請中 (年 月 日交付)		
手帳の種類	療育手帳(A・B) 身体障害者手帳(種 級) 精神障害者保健福祉手帳(級)		

*今まで実施した発達検査等があればご記入ください(検査の種類はあてはまるものに✓をご記入ください)。

*わかる範囲で結構です。

検査歴	あり・なし		
	検査の種類	検査結果	実施日、実施機関
	WISC検査		
	田中ビネー検査		
	KABC-II検査		
	S-M社会生活能力検査		
	Vineland-II 適応行動尺度		
	その他()		

相談申込書を作成・提出する際、「検査実施状況について」確認させていただきます(様式は変更する場合があります)。

検査については、次のページに説明資料を用意しましたので、御確認願います。

保護者様へ

*在籍園は、相談申込書と一緒に、この検査説明書を保護者の方へお渡し下さい。

◆就学相談における社会生活能力検査、および心理(発達)検査の実施について

長岡市の就学相談では、お子様の得意な力や苦手な力を客観的な観点から把握し、より良い学びの場を相談させていただくために、社会生活能力検査、および心理(発達)検査を実施しています。

検査結果は、就学相談を行うための一つの資料となり、例えば、「通常の学級と特別支援学級(または特別支援学校)で迷っている」といった相談や、「知的障害学級と自閉症・情緒障害学級のどちらが学びにあっているのか」といった相談など、お子様の力をよりよく伸ばしていける学級選択を相談するための、一つの指標となります。

一方で、検査の数値だけで学びの場を決定することはありません。お子様、保護者様のお気持ちや、ご家庭・園での生活の様子なども含めて、相談員と一緒に、総合的な視点からご相談させていただきます。

◆長岡市の就学相談で必要な検査

①社会生活能力検査(S-M検査など)

*遠城寺式検査、津守・稲毛式検査、KIDS検査等を実施済の場合、その結果を就学相談の資料とすることができます。



<p>◆S-M社会生活能力検査とは（チェック式検査）</p> <p>この検査は、お子様のいろいろな生活の力を知るために行うものです。項目に沿って、○×チェックをつけていただきます。【集団参加】など、家庭の場面だけではなく、園での様子も確認していただく項目もありますので、保護者様と園の先生と一緒に○×チェックをしていただければと思います。検査結果は、就学相談での保護者様との面談時に、心理士が作成した結果報告書をもとに、相談員からお伝えさせていただきます。</p>
<p>②心理・発達検査（WISC検査など）</p> <p>* 田中ビネー検査、WPPSI検査、新版K式発達検査等を実施済の場合、その結果を就学相談の資料とすることができます。</p>
<p>◆WISC検査とは（個別式検査）</p> <p>この検査は、お子様の得意な力と苦手な力を把握するために行うものです。お子様と検査者と一対一で検査を実施します。WISC検査ではなく、田中ビネー検査を実施する場合もあります。検査場所は、原則、長岡市さいわいプラザで行います（相談可）。WISC等の個別式検査は、学校教育課心理士から直接結果をお伝えさせていただきます（対面式、オンライン式）。郵送も可能です。</p>
<p>◆長岡市の就学相談で、検査対象とならないお子様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去2年以内の検査結果がある ・療育手帳、または、精神障害者保健福祉手帳を所持している ・今年度中に医療機関等で検査実施を予定している ・本人の状態から、検査実施することに負荷が大きい など <p>*相談の途中で、より詳細にお子様の様子を把握する必要が出てきた場合、追加検査をお願いすることがあります。 ご不明な点がございましたら、就学相談担当までご連絡ください。 (学校教育課特別支援教育係 TEL 0258-39-2249)</p>

就学相談においては、発達検査と社会性の検査の両方の検査結果やお子さんの状態等を基に学びの場を検討します。

心理・発達検査については、長岡市教育委員会の心理士が行い、結果をお伝えします。

社会生活能力検査については、質問紙方式なので、お家の方から、ご記入いただいたものを、長岡市教育委員会の心理士が分析し、専門相談員が結果をお伝えします。

①相談員が園の様子等を観察



園での様子を観察したり、担任の先生から日ごろの生活の様子を聞いたりします。



ここからは、専門相談員が行う就学相談の流れについてです。

②相談員と保護者(本人)との面談

総合支援学校への相談の必要性が出てきたら…



必要な専門相談員が加わる。

- ・生育歴、相談歴
- ・保護者(本人)の心配なこと
- ・保護者(本人)の希望
- ・すこやかファイルの有無確認
- ・登下校、放課後の過ごし方
- ・他の相談先の検討 等



③保護者・本人から学校見学や体験



学区の小・中学校

- ・学級見学会、活動体験
- ・学校の支援システムをきく
- ・通級指導教室や特別支援学級の教育課程をきく
- ・学校への質問や要望を伝える
→学校でできることをきく

等



見学・体験後は面談を





放課後の過ごし方



☆放課後サポート事業(長岡市より委託)

下校時から18:00まで総合支援学校で、保護者が迎えに来るまで桜花園職員と過ごします。(長期休業中も実施)

☆日中一時支援事業(問い合わせ先:福祉課障害支援係)



保護者が不在の際や、保護者の休息のために、施設等で日帰りでの一時預かり、見守り等の支援を行います。

☆放課後等デイサービス事業(問い合わせ先:子ども家庭センター)

放課後や休日・長期休暇中において、療育支援や放課後の居場所提供を行います。

障害者ハンドブック

「ともに生きる」参照



学びの場を決めていくに当たり、放課後の過ごし方をどうするか、ということも整えていかなければならない場合もあります。

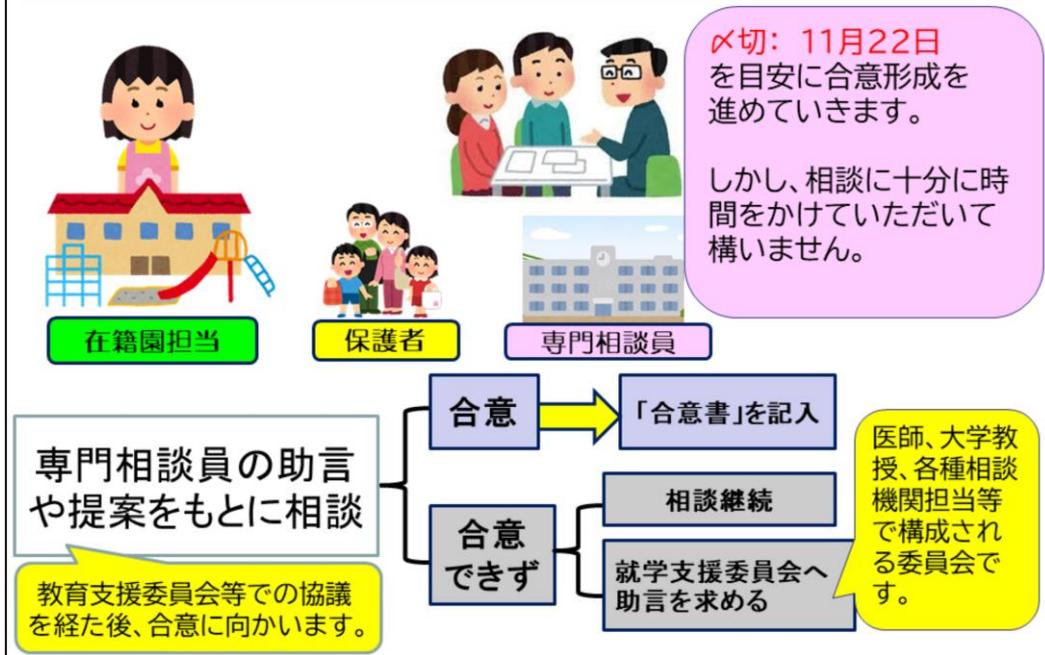
放課後サポート事業とは、長岡市立総合支援学校及び長岡市立高等総合支援学校に在籍する児童・生徒の健全育成とその保護者の介護負担の軽減を図るために、授業日の放課後や長期休業期間の日中に、長岡市立総合支援学校の施設を利用して児童・生徒の一時預かりを行う事業です。

手続きの詳細については、市役所 福祉課障害支援係 (Tel0258-39-2218) 又は総合支援学校高等総合支援学校放課後サポート事業運営委員会事務局 (Tel0258-47-5525 障害者福祉施設「桜花園」内) にお問い合わせください。

日中一時支援事業についての問い合わせは、福祉課障害支援係 (Tel0258-39-2218) へお願いします。

放課後等デイサービス事業についての問い合わせは、さいわいプラザ子ども家庭センター (Tel0258-36-3790) へお願いします。

三者で合意形成(就学先の決定)



相談を重ねたら、保護者、園や病院の担当、専門相談員で、入学段階での学びの場を決定し、「合意書」に記入します。

もしも、三者で納得のいく結論が出ない場合には、さらに相談を続けていただく他に、長岡市就学支援委員会で助言をもらうという方法があります。

就学支援委員会は、医師や大学教授、療育の関係機関の職員等で構成されており、より専門的な立場の助言を受けることができます。

この助言をもとに、再度、専門相談員と相談していただき、就学先を決定していただきます。

☆就学時健康診断(10~11月)☆

- 就学時健康診断(個別面談)で相談することもできます
- 就学時健康診断後に就学相談がスタートすることもあります



10月~11月にかけて、各小学校で就学時健康診断が行われます。

事前に配布される「保健調査票」には、心配な点を記入する欄があり、就学時健康診断の際に小学校に相談することもできます。

また、健診で心配なことがあれば、そこから就学相談を申し込むことも可能です。

ただ、この時期からの相談ですと、入学までの期間が少ないために、十分な相談や準備を行うことが大変難しいです。

ことばや生活等、発達面で心配なことがあれば、就学時健診を待たず、できるだけ早く相談機関に相談していただくことで、入学までに力を伸ばすことができます。

小学校に向けた支援の引継ぎを！

◎個別の指導計画

- ・本人の様子
- ・本人・保護者の願い(1年間)
- ・教師の願い(1年間)
- ・諸検査の記録
- ・受診・相談状況
- ・配慮事項・支援体制(校内・学級)
- ・長期目標
- ・短期目標
- ・指導内容・指導方法
- ・指導場面・指導者
- ・評価

◎個別の教育支援計画

- ・本人の様子
- ・本人・保護者の願い(含む将来)
- ・教師の願い(含む将来)
- ・手帳等の有無
- ・諸検査の記録
- ・支援目標・支援内容
- ・他機関との連携状況
(家庭・学校・地域・医療・療育・行政等)

合理的配慮の提供

計画はもらって、「すこやかファイル」として、関係先に見せて活用を！

就学相談では、相談した内容は、個別の指導計画や教育支援計画として入学する学校へ引き継がれます。今の園や病院で伸ばした力を、しっかりと小学校や総合支援学校へ引き継ぐことで、入学後の生活をスムーズにスタートすることができます。

入学に関して心配なことがある場合は、就学相談にお申し込みください。

なお、就学支援リーフレットに記載しているように、年長児のお子さんの就学相談については、原則として、7月19日（金）までに申し込んでいただきますよう、お願いします。

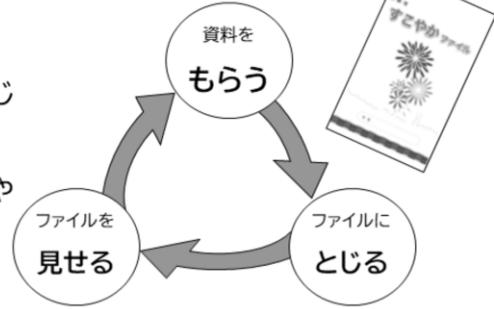
長岡市の子育て支援ファイル

すこやかファイル

- ・ 長岡市内の幼児・児童・生徒500人以上がすこやかファイルを所持。
- ・ 特別支援学級、特別支援学校を中心に通常の学級に在籍する児童生徒にも配付。
- ・ 保護者が個別の教育支援計画、個別の指導計画をすこやかファイルに綴じて利用してください。
- ・ 関係機関に見せることにより、目標や取組を共有することが可能に。

将来の支援に役立ちそうな資料をもらいます。

- ・ 支援や指導の計画
- ・ 検査や診断の結果
- ・ 福祉サービスの文書 など



すこやかファイルを作成する場合は、**在籍園の担当**にご要望ください。

園や学校、医療や福祉の機関と相談する際、担当者にファイルを見せて説明し、今の様子や経過を伝えます。

もらった資料をファイルにとじます。「整理票」を活用して日付順にとじておくことで便利です。

支援内容の引継ぎのために、長岡市では、無料で「すこやかファイル」をお配りしています。

今の園や施設でもらった個別の指導計画や教育支援計画をファイルに綴じて、必要な部分を関係機関や入学先の学校に見せることで、目標や今までの支援をつなぐことができます。

作成をご希望の場合は、現在通っている園や病院にお申し込みいただくと、保育課すこやか応援係から担当を通じて渡されます。